



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1449	生活保護法による指定医療機関の変更	(福祉保健総務課).....	1
1450	生活保護法による施術機関の指定	(").....	1
1451	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
1452	公共測量の実施	(技術調査課).....	2
1453	道路の位置の指定	(都市政策課).....	2

○ 収用委員会告示

30	土地収用法による裁決手続開始の決定	2
----	-------------------	-------	---

○ 正誤

	平成25年11月26日付け和歌山県報第2509号和歌山県告示第1418号中	3
--	---------------------------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第1449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	変更事項 (所在地)		変 更 年月日
		旧	新	
田医 93-2	晒医院	田辺市湊531	田辺市東陽27番6号	平成 25. 11. 5
田医 95-3	医療法人立石内科循環器科	田辺市湊310	田辺市東陽37番16号	平成 25. 11. 5
田医 127-13	榎本整形外科	田辺市湊610-7	田辺市東陽17番15号	平成 25. 11. 5
田薬 7-2	有限会社ウエムラ薬局	田辺市湊491-8	田辺市東陽34番3号	平成 25. 11. 5
田柔 3-47	亀井整骨院	田辺市湊316-6	田辺市東陽44番34号	平成 25. 11. 5
田柔 36-23	よつば整骨院	田辺市湊600-6 コスモハイツ1階	田辺市東陽17番35号	平成 25. 11. 5

和歌山県告示第1450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	名称	所在地	指定年月日
有柔 47-25	田中伸治	田中接骨院	有田郡湯浅町湯浅904	平成 25.11.11

和歌山県告示第1451号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051500 027	ひまわり園	紀の川市桃山町調月58-3	保育所等訪問支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成 25.12.1

和歌山県告示第1452号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 作業期間 平成25年12月16日から平成26年1月17日まで
- 作業地域 和歌山県田辺市のうち上屋敷1丁目ないし3丁目並びに中屋敷町の全部並びに新屋敷町、下屋敷町、南新町、今福町及び片町の一部

和歌山県告示第1453号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3243	有田郡湯浅町大字湯浅字 藪田2209番1の一部、2209 番2の一部	有田郡有田川町大字水尻19 0番地 有限会社 紀南開発 代表取締役 山田義富	平成 25.11.28	4.50 } 4.93	35.00

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第30号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年11月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年12月10日

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 県営広域営農団地農道整備事業紀の川左岸地区(和歌山県橋本市西畑字桜尾地内から同市南馬場字腰細地内まで、同市南馬場字西立石地内から同市学文路字岡ノ峰地内まで及び同県伊都郡九度山町大字九度山字北高地内から同町大字九度山字西福地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所 在	地 番	地 目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現 況	登記簿	実 測							
和歌山県伊都郡九度山町大字九度山字北高	731番7	畑	雑種地	3,135	3,135.45	273.93	—	大宅徳	和歌山県伊都郡九度山町大字九度山714番地	—	—	—

正 誤

正 誤

平成25年11月26日付け和歌山県報第2509号和歌山県告示第1418号中

ページ	誤	正
4	30m ³ /日	30m ³ /時間